

## 令和元年度 第1回 甲賀市国民健康保険運営協議会議事録

1. 開催日時 令和元年5月17日(金) 14:00~15:20
2. 開催場所 甲賀市役所 別館 会議室101
3. 在任委員数 18人
4. 会議出席者 運営協議会委員 11名  
被保険者代表 : 堅田委員、山中委員  
保険医、保険薬剤師代表 : 塩澤委員、村木委員、渡邊委員  
公益代表 : 堀委員、辻委員、木村委員、  
黄瀬委員  
被用者保険代表 : 阿部委員、脇之藪委員  
事務局  
正木副市長、市民環境部 岡根部長、喜多次長、  
西田健康福祉部次長、地平税務課長、西森課長補佐、  
幡野保険年金課長、今井課長補佐、井上国保年金係長
5. 欠席委員 被保険者代表 : 池本委員、中村委員、宇田委員  
保険医、保険薬剤師代表 : 古西委員、浅嵩委員  
公益代表 : 藤本委員  
被用者保険代表 : 山崎委員
6. 会議次第
  - 1) 開会
  - 2) 市民憲章唱和
  - 3) 会長あいさつ  
副市長あいさつ
  - 4) 諮問
  - 5) 報告事項  
平成30年度 国民健康保険特別会計決算見込について  
甲賀市国民健康保険の状況について
  - 6) 議題  
(1) 令和元年度 甲賀市国民健康保険税率(案)について
  - 7) その他
  - 8) 閉会

## 7. 会議の概要

(開会)

(市民憲章唱和)

会 長：あいさつ

副市長：あいさつ

(諮問書の伝達)

(報告)

○平成30年度 国民健康保険特別会計決算見込について

○国民健康保険の状況について

会 長：「平成30年度 国民健康保険特別会計当初予算」と「国民健康保険の状況」について、あわせて事務局より説明する。

事務局：資料説明（資料1、資料2）

会 長：質疑はないか。

委 員：決算見込で、予算額との差が約3500万円ほどである。以前に保険税には、1億ほど未納があると聞いているが、予算は未納を見込んでいるのか。

事務局：予算額については、収納率を考慮しつつ、収納可能な数字を計上している。

委 員：本来、収納しなければならない金額はもっと高いということか。

事務局：本来は、100%収納しなければならないが、どうしても払えない方があるので、調定額をそのまま予算額にあげてしまうと収入不足になるため実現可能な数字を計上している。

委 員：ジェネリック医薬品を勧めている。本人が希望すれば処方されるが、最初からジェネリックを使うと決めておけないのか。

会 長：ジェネリックは患者が希望したら処方されるのですね。

委員：ジェネリック医薬品については、個人の希望により処方されており、成分名のみを記載された処方箋となっている。  
複数の医薬品メーカーが製造しているので、薬品名までを指定されると在庫が無い場合も考えられる。そのため、成分名を指定し、在庫の中で処方するのが一般的である。

委員：価格が安くなるということですね。効能は一緒ですよ。

委員：それが大前提です。

委員：最初から処方されていれば、差額通知が不要になると思ったもので。

会長：保険証の配布の際に、「お願いシール」が同封されていますね。

事務局：保険証送付の際に「お願いシール」を同封させていただいています。  
薬局のほうでも勧めていただいていると思うのですが、ご協力をお願いしたい。

委員：ジェネリック医薬品が万能かといえば、そうではない。  
ジェネリックが効かない場合もある。  
院内処方しているので、その分安くなっていると思っている。しかし、院内処方にする、医療機関としてはかえって損になる。ただ、患者さんの利便性を考えて院内処方している。  
何がいいかは、考え方によるのではないか。

会長：あくまでも本人の判断ということでしょうか。

委員：そうですね。かかっているお医者さんと相談して使ってもらうことが大切である。

会長：ほかに意見はないか。  
(特になし)

(議題)

○令和元年度 国民健康保険税率(案)について

会長：続いて、議題に入る。本協議会へ諮問いただいた「令和元年度 国民健康保険税率(案)について」を議題とする。事務局からの説明をお願いします。

事務局：資料説明（資料3、資料3-1）

会長：質疑はないか。

委員：モデル世帯②ですと、保険料は年間36万円程度になっているが、保険料の上限額はあるのか。

事務局：年間で平成30年度であれば、医療分58万円、支援金分19万円、介護分16万円が合計93万円が限度となる。1世帯で所得割・平等割・均等割の合計額が93万円。それぞれ医療分、支援金分、介護分の上限があり、最高で93万円。

委員：ということは、どれだけ多く負担することになっても限度額までの負担でよいということか。収入が1億あっても2億あったとしても。

事務局：そうです。何人加入されていても世帯の限度額までの負担となる。

委員：それでは、最低の負担となるのはどれくらいか。

事務局：人数により、変わってくるので一括りにはできない。

均等割は一人当たりでかかるのが2万3600円。これは加入人数によって人数分かかる。平等割が2万円が1世帯あたりでかかる。それに所得割を合計したものが保険料。その限度額が、医療分で58万円。たとえば、給与収入100万円の方ですと、所得控除があらかじめ決められており、65万を控除する。そこから33万の基礎控除した金額に所得割の料率をかける。所得控除後の金額が33万円から7割軽減となるので、100万弱の収入であれば、7割軽減の対象となり、均等割と平等割が軽減される。

国保の軽減は、2割・5割・7割とあり、一番軽減されるのが7割軽減である。

委員：今年度は税率を据置として、県で統一されるのはいつか。

事務局：令和6年度以降の早い時期を目指している。

委員：資料から読み取ると、そこそこの時期に少しずつ税率をあげておかないと、一気に上げることになるということか。

事務局：そうです。

委員：でも、まだ先のことで、基金も積み立てたということなので今年度は据置ということか。

事務局：そうです。

委員：今回基金から活用するということだが、基金から活用できる金額は決まっているか。

事務局：特に決まっていない。

会長：ほかに意見はないか。意見がなければ、この税率(案)を承認してもよいか。

(異議なし、承認)

会長：それでは、市長へ「据え置きで承認する」旨の答申をする。

会長：その他事項で事務局および委員の皆さんから何かありますか。

(事務局・委員とも特になし)

会長：それでは、本日の会議を終了いたします。

会長代理：閉会あいさつ